

岳南広域消防組合消防本部告示第 2 号

岳南広域消防組合火災予防条例（平成 7 年岳南広域消防組合条例第 9 号。以下「条例」という。）第 23 条第 4 項第 1 号及び第 5 項ただし書の規定により消防長が指定する火災予防上必要と認める措置を次のように指定する。

令和 4 年 1 月 17 日

岳南広域消防本部
消防長 池田 悦智



- 1 条例第 23 条第 4 項第 1 号の規定により消防長が火災予防上必要と認める措置は、次に掲げるものとする。ただし、防火対象物の状況から判断して、全面的に喫煙の禁止が確保されると認められる場合は、全ての措置を実施することを要しない。
 - (1) 防火対象物の入口等の見やすい箇所に、当該防火対象物内での全面的に喫煙を禁止する旨の標識の設置
 - (2) 当該防火対象物の定期的な館内巡視
 - (3) 当該防火対象物内が全面的に禁煙である旨の定期的な館内一斉放送
 - (4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置
- 2 条例第 23 条第 5 項ただし書の規定により消防長が火災予防上必要と認める措置は、次に掲げるものとする。ただし、防火対象物の状況から判断して、当該階が全面的に喫煙の禁止が確保されると認められる場合は、全ての措置を実施することを要しない。
 - (1) 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に、当該階が全面的に喫煙を禁止されている旨の標識の設置

- (2) 当該階の全面的喫煙禁止及び他階の喫煙場所の案内等定期的な館内一斉放送
 - (3) 当該防火対象物の定期的な館内巡視
 - (4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置
- 3 条例第23条第4項第1号及び第5項ただし書の規定する標識は、次のとおりとする。ただし、当該標識に「禁煙」の記載がある場合、条例第23条第2項の規定により設ける標識と兼ねることができるものとする。
- (1) 標識の色は、条例第23条第2項に規定する標識と同一のものとする。なお、標識の記載例は、次のとおりとする。
 - ア 条例第23条第4項第1号に規定する標識
 - ・「全館禁煙」
 - ・「当〇〇〇は全館において禁煙です。」
 - イ 条例第23条第5項ただし書の規定する標識
 - ・「この階は禁煙です。」
 - ・「当〇〇においてこの階は禁煙です。喫煙所は〇階にあります。」
 - (2) 当該標識に併せて図記号による標識を設ける場合は、条例別表第7条に定める図記号とすること。
- 4 当該防火対象物の関係者は、条例第23条第4項第1号及び第5項ただし書の規定する火災予防上必要と認める措置を講じた場合、当該措置に関する事項について記載した書面を所轄消防署長に提出し、又は防火管理者に当該防火対象物の消防計画を変更させ届け出させなければならない。この場合において、措置に関する事項について記載した書面を所轄消防署長に提出し、かつ、当該防火対象物が消防法第8条の2の2第1項の防火対象物に該当するときは、当該書面の写しを防火管理維持台帳に編冊するものとする。

附 則

この告示は、令和4年1月17日から施行する。